

とくべつしえんきょういく しょうがいがかくしゅうか む  
 特別支援教育の生涯学習化に向けて

へいせい ねん がつ にち  
 平成 29 年 4 月 7 日

もんぶかがくだいじん まつの ひろかず  
 文部科学大臣 松野 博一

わたし しょうがい かたがた にほん しゃかい ゆめ きぼう も  
 私はかねてより、障害のある方々が、この日本の社会でどうしたら夢や希望を持って  
 かつやく かんが なか いんしやうてき とくべつしえん  
 活躍していくことができるかを考えてきました。その中でも印象的だったのが、特別支援  
 がっこう おも ちてきしょうがい しんたいしょうがい せいと ほごしゃ であ せいと  
 学校での重い知的障害と身体障害のある生徒とその保護者との出会いです。その生徒は  
 こうとうぶ ねんせい はる がっこう そつぎやう よてい ほごしゃ そつぎやうご まな こうりゆう  
 高等部 3 年生で、春に学校を卒業する予定であり、保護者によれば、卒業後の学びや交流  
 ば おお ふあん も ほか おお ほごしゃ  
 の場がなくなるのではないかと大きな不安を持っておいででした。他にも多くの保護者か  
 どうよう ごいけん いただ  
 ら同様の御意見を頂きました。

ぎやうせい しょうがい かたがた たい がっこう そつぎやう とくべつしえんがっこう  
 これまでの行政は、障害のある方々に対して、学校を卒業するまでは特別支援学校を  
 がっこうきやういくしさく がっこう そつぎやう ふくししさく ろうどう  
 はじめとする「学校教育施策」によって、学校を卒業してからは「福祉施策」や「労働  
 しさく しえん おこな しょうがい かたがた  
 施策」によって、それぞれ支援を行ってきました。しかし、これからは、障害のある方々  
 がっこうそつぎやうご しょうがい つう きやういく ぶんか さまざま きかい した  
 が、学校卒業後も生涯を通じて教育や文化、スポーツなどの様々な機会に親しむことが  
 きやういくしさく しさく ふくししさく ろうどうしさくとう れんどう しえん  
 できるよう、教育施策とスポーツ施策、福祉施策、労働施策等を連動させながら支援して  
 じゅうよう わたし とくべつしえんきやういく しょうがいがかくしゅうか ひやうげん  
 いくことが重要です。私はこれを「特別支援教育の生涯学習化」と表現することとし  
 ました。

もんぶかがくしやう かんてん さくねん がつ もんぶかがくしやう しまかん ぶんや  
 文部科学省では、このような観点から昨年 12 月に「文部科学省が所管する分野におけ  
 しょうがいしゃしさく いしきかいかく ぼっぼんてき かくじゅう こうひやう あわ しょうない たいせい かくりつ  
 る障害者施策の意識改革と抜本的な拡充」を公表しました。併せて、省内の体制を確立

するために「特別支援総合プロジェクト特命チーム」を設置しました。さらに、今年度から生涯学習政策局に「障害者学習支援推進室」を新設しました。

今後、この「障害者学習支援推進室」を中心に、全省的に「Specialプロジェクト2020」や特別支援学校等における地域学校協働活動の推進、卒業後も含めた切れ目ない支援体制の整備の促進、障害のある学生への大学等における支援体制の充実等に取り組んでいきます。

各地方公共団体におかれては、障害のある方々がそれぞれのライフステージで夢と希望を持って生きていけるよう、生涯にわたる学習活動の充実を目指し、生涯学習や特別支援教育、スポーツ、文化、福祉、労働などの関係部局の連携の下、国と共に取り組んでいただきますようお願いいたします。

今週（4月2日～8日）は発達障害啓発週間です。

改めて、国と地方公共団体、企業に加えて地域の皆様と共に、障害のある方々が分け隔てなく、互いに尊重し合いながら共生する社会の実現を目指していきたく強く願います。

# 障害者の生涯を通じた多様な学習活動の充実に関する 主な平成29年度予算事業

別添3

## ○Specialプロジェクト2020（新規）

7,600万円

別紙1

2020年東京大会のレガシーとして共生社会を実現するために、2020年に全国の特別支援学校でスポーツ・文化・教育の全国的な祭典を開催するためのモデル事業や、特別支援学校等を活用した地域における障害者スポーツの拠点づくり事業等を実施します。

具体的には、特別支援学校を拠点とした障害者の地域スポーツクラブの設立を支援するほか、「Specialプロジェクト2020体制整備事業」において、都道府県又は指定都市が地域実行委員会を開催し、Specialプロジェクト2020の体制の検討や特別支援学校で行われる運動会、文化祭に関する情報収集を行いながら、スポーツ教室や文化・アート教室の開催等の実践研究を実施します（10件程度）。その際、放課後等に行われる活動については、例えば「放課後子供教室」の活用も期待されます。

【担当：スポーツ庁健康スポーツ課障害者スポーツ振興室】

## ○障害者の文化芸術活動の充実（拡充）

116億円の内数

別紙2

### ・戦略的芸術文化創造推進事業 7.0億円の内数

芸術文化の振興を図る上で推進することが必要な芸術活動や、障害者の優れた芸術活動の調査研究、国内外での成果を発表するための公演・展覧会の開催等を実施します。

### ・文化芸術による子供の育成事業 52.2億円の内数

特別支援学校の子供たちに対する文化芸術の鑑賞・体験機会を提供します。

小中学校等の子供たちに対し障害のある芸術家等による文化芸術の鑑賞・体験機会を提供します。

### ・文化芸術創造活用プラットフォーム形成事業 29.6億円の内数

地域の文化芸術資源（現代アート・メディア芸術・工芸・障害者芸術など）を活用し、芸術団体や大学及び産業界等と連携して実施する持続的な地域経済の活性化や共生社会の実現につながる先進的な取組等を支援します。

【担当：文化庁芸術文化課】

## ○特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、

別紙3

### 社会参加までの切れ目のない支援体制整備（新規） 3億4,500万円の内数

特別な支援を必要とする子供について、就学前から卒業後にわたる切れ目のない支援体制の整備を促すため教育部局と福祉・保健・医療・労働等の部局が連携し一貫した支援体制を構築する地域を支援します。（30地域）

本事業は、障害者の学習活動や文化、スポーツ活動等を充実するため、福祉、保健、医療、労働等の部局に加えて、生涯学習、文化、スポーツ等の部局との連携体制を構築することにも活用できます。

（なお、2次募集を検討中です。）

【担当：初等中等教育局特別支援教育課】

## ○社会で活躍する障害学生支援センター形成事業（新規） 4,500万円

別紙4

障害のある誰もが活躍できる社会の実現のため、大学等や福祉・労働行政機関、企業等が協力し、障害のある学生の修学・就職支援を連携して進める「社会で活躍する障害学生支援センター」を形成します。（2件（予定））

当該事業は大学等が申請・選定されるものですが、高等学校・特別支援学校高等部、自治体関係部局（福祉・労働）との連携が重要であり、「第二次まとめ」の内容も踏まえて、「センター」との様々な協力・取組の実施を御検討ください。

【担当：高等教育局学生・留学生課】

## ○地域学校協働活動推進事業（拡充）

64億3,500万円の内数

別紙5

地域と学校をつなぐコーディネーターが中心となり、地域と学校の連携・協働の下、幅広い地域住民等が参画し、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」を特別支援学校を含め、全国的に推進します。

なお、特別な支援を必要とする子供たちに対する放課後等の支援活動を行う場合に、元特別支援学校教諭、ホームヘルパー有資格者、障害者施設実務経験者などを対象に特別支援サポーターとして配置することが可能です。

【担当：生涯学習政策局社会教育課地域学校協働推進室】

# Special プロジェクト 2020

～障害の有無にかかわらず、すべての人が笑顔になる祭典～

別紙1

(新規)

29年度予算額：75,527千円

## 趣旨等

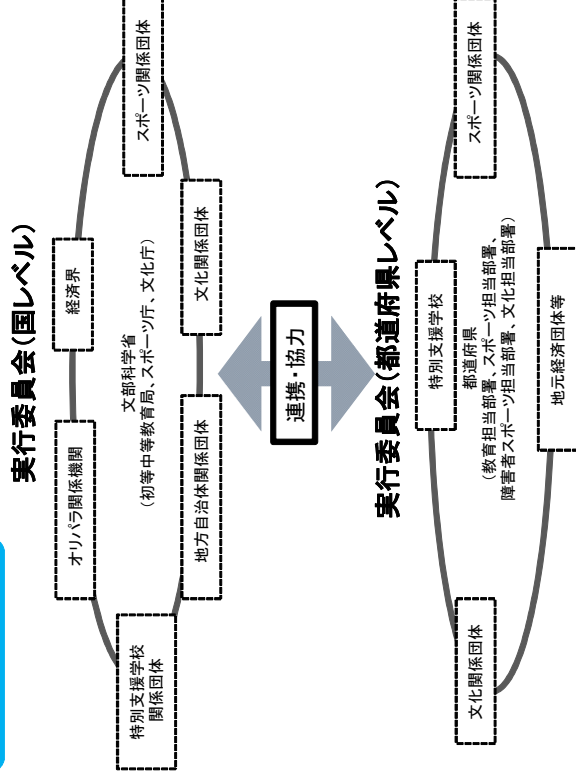
- 2020年からの新たな特別支援教育(学習指導要領改訂)を契機に、**全国の特別支援学校で、スポーツ・文化・教育活動の全国的な祭典を開催**

・「ほんもの」のスポーツ・芸術に触れ感動を共有する機会  
・障害の有無等を超えて誰もが心を触れ合う機会  
・地域住民の主體的な参画

## 事業内容

- ①祭典の企画立案等  
国レベルの中央実行委員会を開催し、事業内容を具体化するとともに、関係機関とのネットワークを構築し、ロゴマーク作成やプロモーション等を行う。
- ②各地での祭典開催のための体制整備及び情報収集  
各都道府県・地域において地域実行委員会を開催し、域内の関係機関のネットワークを構築するとともに、特別支援学校で行われる運動会、文化祭に関する情報収集を行う。
- ③祭典に向けたモデル事業の実施  
全国的な祭典の開催に向けた具体的な取組の先事例を蓄積するため、モデル事業を実施する。
- ④特別支援学校等を活用した地域における障害者スポーツの拠点づくり事業の実施  
特別支援学校等における体育・運動部活動等を充実するとともに、特別支援学校等を拠点とした障害者の地域スポーツクラブの設立を支援する。
- ⑤特別支援学校を対象とした全国的なスポーツ・文化大会の開催支援  
全国の特別支援学校のスポーツ・文化活動の充実を図るため、特別支援学校のスポーツ・文化活動の成果を披露するための全国大会の開催を支援する。

## 実施体制



## 効果

- ・地域の誰にでも開かれた次世代の「共生学校」を創造
- ・東京大会のレガシーとして、障害の有無や年齢・性別を超えた、地域の共生社会の拠点づくり

## 趣旨

芸術文化振興上の課題解決のため推進することが必要な公演、展示等の芸術活動やその基盤となる取組について、着実に機動的な実施を図るため、公演・展示等の要件（分野、内容、開催地域、対象者、参加者、実施上の留意点等）を国が示し、芸術団体、関係機関等から企画提案を受け、選考した活動について、国が芸術団体等に委託して実施。

これにより、我が国の文化芸術の水準の向上と国民の鑑賞機会の充実を図り、「文化芸術立国」の推進に資する。

## 事業内容

### 課題の選定

【芸術文化振興上の課題例】

- 我が国の実演芸術の水準を世界レベルへ高めることや世界へのアピールが必要。
- 地方や離島・へき地において優れた実演芸術を鑑賞する機会が少ない。
- 高齢者、子育て中の保護者、青少年等を対象とした社会包摂のための文化芸術活動の充実が求められている。
- 実演芸術に関わる女性の活躍を推進することが求められている。
- 更なる文化芸術の発展のために既存の文化芸術分野の枠組みにとらわれない総合的な取組が求められている。
- 障害者の優れた芸術活動の普及の促進が求められている。

### 要件の提示

#### 要件の提示

【想定される取組の例】

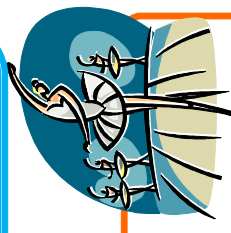
- 世界的に著名な評論家を招へいし、複数の芸術団体の公演を鑑賞し、批評の結果を国内外に公表する取組。
- 地方や離島・へき地において、同種の実演芸術の公演の開催実績が少ない地域における公演の実施。
- 高齢者、子育て中の保護者、青少年等に係る地域の課題への対策として、芸術団体と民間企業、特定非営利活動法人等が連携協力して実施するワークショップ等の取組。
- 芸術団体が民間企業、特定非営利活動法人等と連携協力して実施する女性の活躍を推進するための取組。
- 全国各地のユニークベニュー（文化財等）を活用した分野横断型の公演会・展示会等の実施。【拡充】
- 障害者の優れた芸術活動の調査研究と国内外への公演、展示会の開催等。【拡充】

## 企画公募による事業実施



【効果】

- 我が国の芸術文化の水準が世界的なものに高まる → 世界への日本文化の普及とインバウンド拡大
- 国民の優れた舞台芸術公演の鑑賞機会の充実 → 居住地域等による鑑賞機会の格差の縮小
- 観客層の拡大 → 入場料収入の増 → 公演数や質の向上 → 観客層拡大といったプラスのスパイラル効果
- 障害者の芸術作品の実態把握・展示の推進 → 障害者の芸術活動の充実



## 文化芸術は、子供たちの育成に大きな力となる。

一流の文化芸術団体や芸術家による質の高い様々な文化芸術を鑑賞・体験する機会を提供することは、子供たちの豊かな感性・情操や、創造力・想像力を養う上で大きな効果。  
 芸術家を教育現場に派遣して行う対話や創作、表現に係る体験活動は、子供たちの思考力・判断力・表現力等の向上や、自己肯定感、社会性、責任感等の育成に大きな効果。

■ 義務教育期間中の子供たちに対し、国として、質の高い文化芸術に触れる機会を、2回（「現代実演芸術」「伝統芸能」各1回）以上提供する。

■ より多くの文化芸術の鑑賞・体験が可能となるよう地方公共団体への働きかけなどを行う。将来的には、地方公共団体の自主事業等も含め、義務教育期間中毎年1回は、文化芸術の鑑賞・体験ができる環境を整えることを目指す。

### 1 巡回公演事業

■ 国が一流の文化芸術団体を選定し、小学校・中学校等において実演芸術公演を実施。

■ 事前に児童・生徒が自ら参加する体験型の活動（ワークショップ）を実施。

□ 公演種目 14種目 □ 公演数 1,550公演程度

### 2 合同開催事業

■ 山間、へき地、離島など、鑑賞機会に恵まれない地域に存する小学校・中学校等について、合同で実演芸術公演を実施。

□ 公演種目：8種目 □ 公演数：300公演程度



### 3 芸術家の派遣事業

■ 個人又は少人数の芸術家が学校を訪れ、講話、実技披露、実技指導を実施。

■ 国、教育委員会と地域のNPO法人等が連携し、学校と芸術家個人や小規模グループをコーディネート。

□ 学校公募型 1,550件程度

□ NPO法人等提案型 1,100件程度



### 4 コミュニケーション能力向上事業

■ 学校において、芸術家による表現手法を用いた計画的・継続的なワークショップ等を実施。

■ 芸術家による実技披露に加え、児童・生徒が小集団で協働して、課題解決に取り組む活動を実施。

■ 創作や小集団での話し合い等のプロセスを重視。

□ 学校公募型 100件程度

□ NPO法人等提案型 100件程度



豊かな創造力・想像力を養う

思考力やコミュニケーション能力など  
社会人としての素養を身につける

将来の芸術家や観客層を育成し、  
優れた文化芸術の創造につなげる

地域の文化芸術資源を磨き上げ活用する取組や、芸・産学官連携により持続的な地域経済の発展や共生社会の実現に向けた取組を牽引する拠点を形成し、専門的人材の育成や国内外への発信などの取組を関係省庁と連携して支援する。これにより、文化芸術資源を活用した地方創生、ひいては我が国の経済活性化、一億総活躍社会の実現に資することを目的とする。

## 先進的文化芸術創造拠点形成事業(予算額 500百万円)

### 【課題】

1. 中長期的プランで計画したい地方公共団体が存在
2. 地域の文化芸術を担うプロデューサーなど専門的人材が不足
3. 各団体単独では連携が難しく文化芸術資源を有効に活用できていない
4. 海外発信の戦略性が乏しい
5. 高齢者や障害者等全ての人が参画し活躍できる社会の実現が必要

原則5年間の継続補助 定額補助 1億円/年  
中間評価等により進捗状況を確認し、支援経費に反映

### トップレベルの文化芸術創造拠点の形成

#### 【支援内容】

- ・芸・産学官が連携して取り組む以下の事業
- ①文化芸術事業等
  - ・文化芸術事業開催のための出演費、舞台費、会場設営費等
  - ・観光客ニーズや商品化に向けたニーズ把握のための調査研究費等
- ②人材育成事業
  - ・セミナー等開催費等
  - ・専門人材活用の報償費等
- ③ネットワーク構築事業
  - ・関係者ネットワーク構築のための会議開催費等

#### ●重点分野例

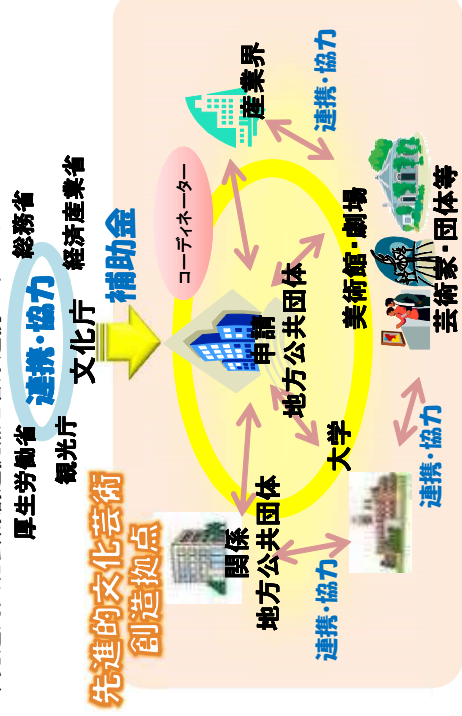
- 現代アート・実演芸術等
- メディア芸術(マンガ・アニメ等)
- 生活文化(工芸・食文化等)
- 共生社会(障害者・高齢者等)

### 文化芸術創造活用プラットフォームの構築

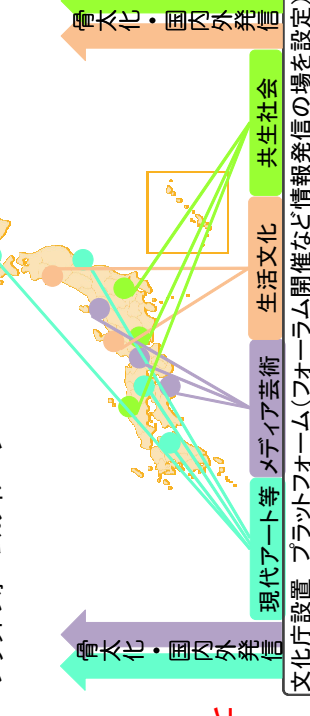
文化庁は、上記の先進的文化芸術創造拠点を中心として分野ごとに取組や知見をパッケージ化して骨太化してプラットフォームを構築。フォーラムの開催など国内外への情報発信等を行う。

文化庁が設定する重点分野において、左記課題を踏まえ、**芸・産学官連携**により**持続的な地域経済の発展**や**共生社会の実現に向けた取組を牽引する**地方公共団体の総合的な取組を**先進的文化芸術創造拠点**として支援

◇先進的文化芸術創造拠点と省庁連携のイメージ



◇先進的文化芸術創造拠点群とプラットフォームのイメージ



## 文化芸術創造拠点形成事業 (予算額 2,400百万円)

○地方公共団体が主体となり、地域住民や地域の芸・産学官とともに取り組む、地域の文化芸術資源を活用した**文化芸術事業を支援**

補助率:1/2 補助金額8千万円を上限

#### 【取組例】

- ・芸・産学官で取り組む、地域の音楽、舞踊、演劇の公演、現代アート展、メディア芸術祭等



バンフィック・ミュージック・フェスティバル (北海道札幌市)



アース・セレブレーション (新潟県佐渡市)

○地方公共団体等による文化事業の実施体制を構築する取組を支援

補助率:1/2 補助金額2千万円を上限

#### 【支援内容】

- ・実施体制の運営費や調査研究費等
- ・地域で光る文化芸術創造拠点の形成
- ・地方公共団体の文化事業の実施能力向上

## 平成29年度予算額 1,452百万円(拡充)

障害者権利条約の批准や改正障害者基本法の趣旨及び平成28年4月からの障害者差別解消法の施行等を踏まえ、インクルーシブ教育システムの推進に向けた取組として、自治体が、I. 特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目のない支援体制整備、II. 特別支援教育専門家等配置 III. 特別支援教育の体制整備の推進をする場合に要する経費の一部を補助する。

I 特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目のない支援体制整備【新規】(30地域)  
 特別な支援を必要とする子供について、就学前から卒業後にわたる切れ目のない支援体制の整備を促すため、教育部局と福祉・保健・医療・労働等の部局が連携し一貫した支援体制を構築する地域を支援する。【別紙】

### 教育再生実行会議(第九次提言抜粋)

- 乳幼児期から青年期まで継続的に発達支援・相談等を行う体制の整備を促すため、国は、各市区町村等において教育・福祉・医療・労働分野等の関係部局が連携した体制を整備することによって成果を上げていく先進的な取組事例について情報提供するとともに、モデル事業の実施等を通じた支援を行う。
- 特別な支援を必要とする子供について、各発達段階を通じ、円滑な情報の共有、引継ぎがなされるよう、国は、乳幼児期から高等学校段階までの各学校等で個別の支援情報に関する資料を作成し、進級、進学、就労の際に、記載された情報の取扱いについて十分に配慮した上で、その内容が適切に引き継がれる仕組みを整える。
- 障害のある子供の自立と社会参加に資するよう、国、地方公共団体は、特別支援学校高等部や高等学校において、インターンシップや就労先の開拓、卒業後のフォロー等を行う職員等の配置を充実させ、労働分野等の関係機関と連携した就労支援を行う。

## II 特別支援教育専門家等配置

### ① 医療的ケアのための看護師【拡充】(1,000人→1,200人)

・学校において日常的にたんの吸引や経管栄養等の「医療的ケア」が必要な児童生徒が増加している状況を踏まえ、これらの児童生徒の教育の充実を図るため、学校に看護師を配置し、医療的ケアの実施等を行う。

### ② 早期支援コーディネーター (74人)

・自治体が行う早期からの教育相談・支援に資するため、関係部局・機関等や地域等との連絡・調整、情報収集等を行い、特別な支援が必要となる可能性のある子供の円滑な就学先決定の支援を行う。

### ④ 外部専門家 (348人)

(理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等)  
 ・特別支援学校のセンター的機能を充実させ、特別支援学校全体としての専門性を確保するとともに、特別支援学校以外の多様な学びの場における特別支援教育の体制を整備するため、外部専門家を配置・活用する。

### ⑤ 発達障害支援アドバイザー【新規】(74人)

・児童発達支援センター等の福祉関係部局・機関等、厚生労働省の実施する発達障害関連事業等と連携を図りつつ、教職員とも日常的に連携、協力をしながら発達障害の可能性のある児童生徒に対する指導・情報提供を専門的な観点から行う。

### ⑥ 合理的配慮協力員(47人)

・各学校の設置者及び学校が、障害のある子供に対して「合理的配慮」の実践に資するため、学校内外・関係機関との連絡調整、特別支援教育コーディネーター等のアドバイザー、保護者の教育相談の対応の支援等を行う。

### ③ 就労支援コーディネーター【新規】(74人)

・特別支援学校高等部、高等学校において、ハローワーク等と連携して、障害のある生徒の就労先、就業体験先の開拓、就業体験時の巡回指導、卒業後のアフターフォロー等を行い、障害のある生徒の自立・社会参加を支援する。

## III 特別支援教育体制整備の推進

### ① 特別支援連携協議会

・医療・保健・福祉・労働等との連携を強化し、社会の様々な機能を活用できるようにするため、特別支援連携協議会の設置し、障害のある子供の教育の充実を図る。

### ② 研修

・管理職(校長等)や各学校を支援する指導主事を対象とした学校全体としての専門性を確保するための研修。担当教員としての専門性の向上のための研修。

補助対象者：都道府県・市区町村

補助率：1/3

※平成29年度より、市区町村についても、間接補助ではなく、都道府県に事務委任し、直接補助する予定。



# 【別紙】インクルーシブ教育システム推進事業

(1) 特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目のない支援体制整備  
 平成29年度予算額 345百万円(新規) 1,452百万円の内数

## 背景

特別支援教育の対象となる子供たちが増加する中で、「インクルーシブ教育システム」の理念、**発達障害者支援法の改正**（平成28年8月1日施行）、**児童福祉法の改正**（平成28年6月3日施行）を踏まえ、こうした子供たちが希望を持って生涯を過ごすことができるよう、その**自立と社会参加を**目指し、**就学前から卒業後にわたる切れ目のない支援を行える体制を整えることが求められている。**

## (1) 特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目のない支援体制整備

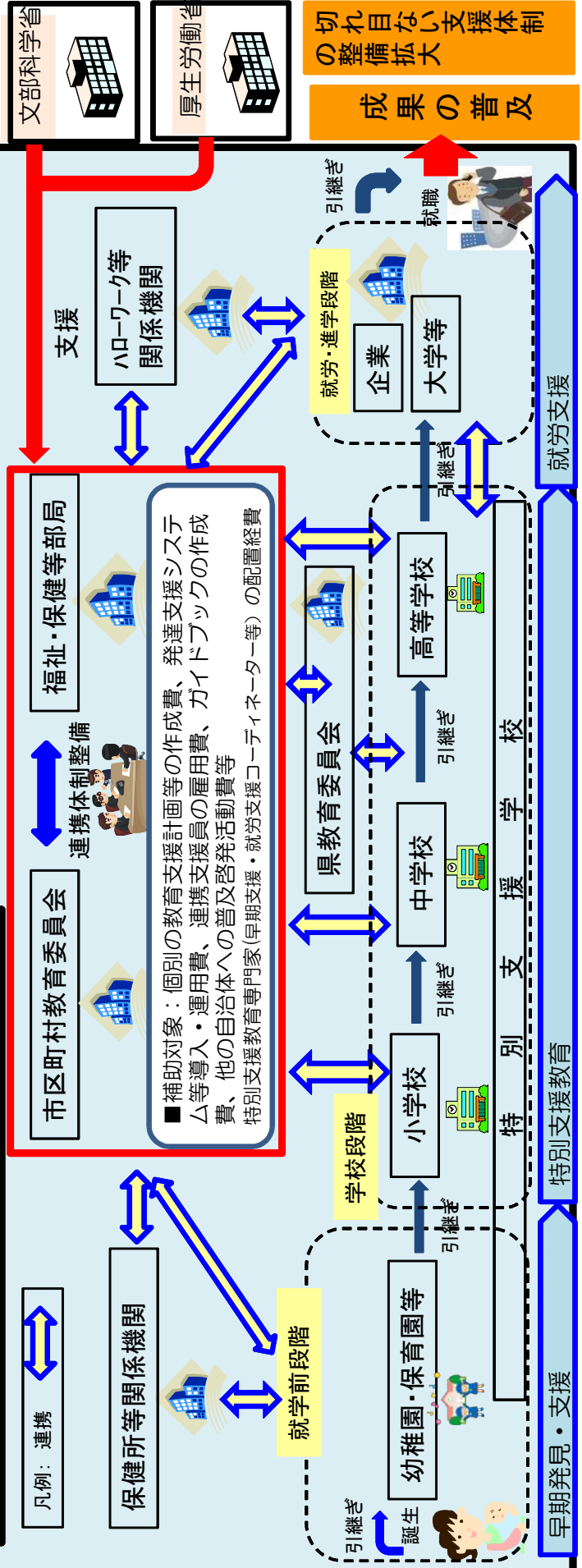
本補助事業が求める障害のある子供への支援体制の構築

- ① 就学前から卒業後にわたる切れ目のない支援体制の構築
- ② 教育・保健・医療・福祉・労働部局・関係機関が連携して支援する仕組みづくり
- ③ 個別の教育支援計画等を活用した引継ぎの仕組みを構築
- ④ 切れ目のない連携支援体制の成果・普及の実施

共生社会の実現

- 推進支援地域：30箇所
- 申請条件：左記補助事業が求める障害のある子供への支援体制の構築を図ること
- ※ 福祉・保健部局の申請可
- 補助率：1/3
- 補助対象：都道府県・市区町村
- 最長3カ年補助

## 市区町村における切れ目のない支援体制イメージ図



早期発見・支援

特別支援教育

特別支援学校

就労支援

成果の普及

切れ目のない支援体制の整備拡大

引継ぎ

引継ぎ

引継ぎ

引継ぎ

引継ぎ

引継ぎ

引継ぎ

引継ぎ

引継ぎ

引継ぎ

引継ぎ

引継ぎ

引継ぎ

引継ぎ

引継ぎ

# 社会で活躍する障害学生支援センター形成事業(仮称)

平成29年度予算額 4,500万円 : 2,250万円 × 2件(予定)

## 背景

- 障害のある学生数の急増  
平成22年から平成27年の5年間で約2.5倍(8,810人→21,721人)に増加。
- 「障害者差別解消法」の施行(平成28年4月)  
全ての大学等において障害者への不当な差別的取扱いの禁止・合理的配慮の提供が義務ないし努力義務とされた。
- 「ニッポン一億総活躍プラン」・教育再生実行会議「第九次提言」等  
閣議決定された政府提言等において障害のある学生支援の充実が求められている。
- 障害のある学生の修学支援に関する検討会(平成28年度)  
文部科学省において障害学生の修学支援のあり方について検討。

## 概要

- 障害のある誰もが活躍できる社会の実現のため、大学等における障害学生の修学・就職支援が十分に行われるのに必要な**体制整備やノウハウの蓄積・開発・共有**が求められている。
- これを受け、大学等や福祉・労働行政機関、企業等が協力し、必要な取組を連携して進めるため、「**社会で活躍する障害学生支援センター**」(仮称)を形成する。

## 【構成(例)】

- ・ 幹事大学  
A大学
- ・ 連携大学  
B大学、C大学、D大学、  
E高専(複数校)
- ・ 連携機関  
F県、G市、H高校、I 特別支援学校、  
Jネットワーク、K社、L社 等

## 【取組(例)】

- ① 大学等からの相談に対しての専門的な助言の実施
- ② 専門的な知見・技術を有する支援人材の養成・派遣
- ③ 支援補助学生の養成・組織化の促進・研修の実施、他大学への派遣
- ④ 点字やテキストデータ、字幕等の各種メディア変換教材等の作成・共有
- ⑤ 障害のある学生を主な対象にしたインターンシッププログラムの開発・実施
- ⑥ 様々な分野で活躍する障害者を講師としたキャリア教育講座の開発・実施
- ⑦ 個別の支援情報に関する資料を活用した進学・就職の際の移行支援
- ⑧ これらの取組により蓄積されたノウハウを踏まえた障害のある学生支援スタンダードの構築



日本学生支援機構

成果の集約

ネットワーク構築

支援ノウハウの蓄積・開発・共有

障害学生支援センター(仮称)

相談  
プログラム参加

助言・調整  
プログラム提供



各大学等

# 地域学校協働活動推進事業

(前年度予算額 6,295百万円)  
29年度予算額 6,435百万円

別紙 5 - 1

【補助率】

国	1/3
都道府県	1/3
市町村	1/3

近年、子供を取り巻く環境が大きく変化しており、未来を担う子供たちの成長を支えるには、地域と学校が連携・協働し、社会総がかりで教育を行うことが必要。平成27年12月の中教審答申（地域と学校の連携・協働）や平成28年1月の「次世代の学校・地域」創生プランに基づき、幅広い地域住民や企業・団体の参画により、基盤となる「**地域学校協働本部**」の整備を推進するとともに、「**地域学校協働活動**」を推進するため、地域と学校をつなぐコーディネーターの配置や機能強化により、基盤となる「**地域学校協働本部**」の整備を推進するとともに、学びによるまちづくりや地域人材育成、放課後子供教室、地域住民等による学習支援（地域未来塾）、外部人材の活用による土曜教育の取組を通じて、社会全体の教育力の向上及び地域の活性化を図る。

大学生等もボランティア等として参画

【子供たちの成長】



東京都

## ～都立あきるの学園(特別支援学校)における放課後子供教室～

### 活動の概要

- ・学校週5日制の完全実施を機に、特別支援学校に通う子供たちの余暇活動を充実させることを目的に実施。

### 活動が始まった経緯

- ・PTA主催で始まった「あきるのクラブ」と、太鼓クラブが連携し「チームあきる野」として放課後子供教室を委託運営することになった
- ・活動に賛同してくれる企業の協力を得て実施  
(学校運営協議会の委員をしている企業のCSR担当から学校にボランティアの協力について打診があり)

### 実施内容

- 実施日：年間22日程度(土曜日を中心に長期休業中も実施)
- 場 所：あきる野学園体育館など
- 平均参加児童生徒数：80名程度

### ポイント

- 参加を希望する人は、障害の種類別や年齢、障害の有無を問わない
- ただし、事故を起こさないために、事前の準備を十分に行う  
(例)・活動人数が多くなりすぎないように班分けを行う
  - ・全体の動きがスムーズになるような動線を確保する

### 取組の効果

- ・近隣の大学の学生や企業の方など、さまざまな地域の方の協力を得ることで、屋外での活動や多様なプログラム

### 主な活動事例

- スポーツゲーム
- 外国語で遊ぼう



賛同企業  
横河電機株式  
会社HPより  
【風船ハレー教  
室実施の様子】



賛同企業 横河電機株式会社HPより【外国語で遊ぼう！】

## 【特別支援サポーターについて】

特別支援サポーターとは、発達障害を含む障害のある方を対象として地域学校協働活動をサポートする者で、元特別支援学校教諭、ホームヘルパー有資格者、障害者施設実務経験者などが想定されます。特定の資格や職業を指すものではありません。

- ◆ **すべての子供たちの放課後の安心・安全な居場所づくり**
- ◆ **特別な配慮を要する子供たちのサポート役の配置により、放課後子供教室の運営円滑化**
- ◆ **元特別支援学校教諭、障害者施設実務経験者など経験豊富な人材が参画**
- ◆ **教育活動推進員、教育活動サポーターと同様、主な経費は、活動を行う際の謝金など**

### 考えられる取組事例

#### (1) 特別支援サポーターの配置により、すべての子供たちが多様なプログラムに参加

- ・ 放課後子供教室で提供している多様な体験プログラムに特別な配慮を要する子供たちの参加促進
- ・ 教育活動サポーターとの役割明確化など、効率的な活動体制が実現

#### (2) 学校と放課後子供教室の連携を強化

- ・ 学校の担当教諭と情報共有を図ることにより、子供に必要な支援内容の充実



# 障害のある学生の修学支援に関する検討会（平成28年度）第二次まとめ（概要）

別添4

- 平成28年4月の障害者差別解消法の施行等を踏まえ、各大学等において障害のある学生支援の体制が整備されてきたが、これらの学生の在籍者数の急増に伴い、今まで以上に対応が困難な状況や新たな課題が生じている。
- こうした状況を踏まえ、障害者差別解消法の施行を踏まえた高等教育段階における障害のある学生の修学支援の在り方について検討を行うため、「障害のある学生の修学支援に関する検討会」を開催。平成29年3月に検討結果を「第二次まとめ」として取りまとめ。

## 第一次まとめの進捗状況

全体的に一定の進捗。一方で未だ不十分な部分もあり、一層の体制整備や専門人材の育成が必要。

## 検討の対象範囲

- 第一次まとめの検討範囲を踏襲。
- 加えて、第一次まとめで議論できなかった「教育とは直接関係しない学生の活動や生活面への配慮」も対象。（参考となる配慮事例を提示。）

## 差別解消法を踏まえた「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮」の考え方

- (1) 基本的な考え方
- 「不当な差別的取扱い」：正当な理由なく何らかの条件を付すこと。正当かどうかは個別事案ごとに判断。一般的・抽象的理由は不適切。
- 「合理的配慮」：第一次まとめを踏襲。「社会モデル」の理解が不可欠。

## 具体的な内容

- (2) 大学等における実施体制  
各大学の規模等を踏まえ、複数の大学等による資源の共有の工夫が重要。①事前的改善措置(中・長期的な取組)、②学内規程(対応要領や障害学生支援に関するルール作成・公表)、③組織(主なものは意思決定機関の「委員会」、一元的対応の「専門部署・相談窓口」、調整機関の「第三者組織」)
- (3) 合理的配慮の決定手順  
①障害のある学生からの申出(学生自ら必要な支援申出が出来るような視点も重要。原則根拠資料必要。)、②学生と大学等による建設的対話(学生本人の意思決定を尊重)、③内容決定の際の留意事項(教育の目的・内容・評価の本質部分を変えない)、④決定内容のモニタリング
- (4) 紛争解決のための第三者組織  
中立的立場で調停できる組織。調停が不調の場合の学外の相談・調停窓口に関する情報の周知も重要。

## 各大学等が取り組むべき主要課題とその内容

- (1) 教育環境の調整  
変えることのできない教育の目的・内容・評価の本質を確認・維持した上で、提供方法の調整やアクセシビリティを確保する。
- (2) 初等中等教育段階から大学等への移行(進学)  
高等学校や特別支援学校高等部等で提供されてきた支援内容・方法等の大学等への引き継ぎの円滑化、大学等からの情報発信強化が重要。
- (3) 大学等から就労への移行(就職)  
障害者雇用促進に関する様々な制度やサービス、機関があり、学内にも就職支援関係部署が複数あるため、一般の学生に比べて就職活動が複雑。そのため、早い段階から学生に多様な情報や機会を提供するとともに、関係機関間のネットワーク作りが重要。
- (4) 大学間連携を含む関係機関との連携  
地域・課題単位での多層的な連携が必要。生活面への配慮を要する相談は、福祉行政・事業者と連携し、公的サービスやボランティアも含めた幅広い支援の検討が望まれる。
- (5) 障害のある学生への支援を行なう人材の養成・配置  
組織的な支援を適切に行なうため、様々な専門知識や技術を有する支援人材の養成・配置が不可欠。
- (6) 研修・理解促進  
教職員に加えて、支援補助学生を含めた学生全体に対しての理解促進の取組も重要。
- (7) 情報公開  
支援に関する姿勢・方針や取組は積極的に公開する。これらの公開にあたってはアクセス可能な形で情報提供することが重要。

## 社会で活躍する障害学生支援センター(仮称)の形成

障害のある学生支援の充実には関係者の共通理解と努力が不可欠。また、支援の手法に関する調査・研究・開発・蓄積と、これらの成果の現場への普及・共有が必要。

→ 幹事校と連携校、連携機関(福祉・労働行政、企業等)からなるセンターの形成。

## 【今後の議論が望まれる課題】

障害のある留學生への支援、障害のある学生への支援に積極的な大学等への役割、障害のある学生がいることを前提にした災害対策、障害のある教職員への支援

---

# ～ お知らせ ～

文部科学省HPでは、障害者の生涯学習の推進に関する情報を公開しています！  
是非ご覧ください！

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/ikusei/gakusyushien/index.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/index.htm)

---